

別添資料 3

平成31年度柏市地域包括支援センター
運営方針案（新旧対照表）

平成31年度地域包括支援センター
業務委託仕様書（新旧対照表）

平成31年度柏市地域包括支援センター運営方針案(新旧対照表)

	新	旧	備考欄
	平成31年度 柏市地域包括支援センター運営方針	平成30年度 柏市地域包括支援センター運営方針	年度変更
1 基本的運営方針	<p>(1) 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>すべての高齢者が住み慣れた地域で、 その人らしい生活を安心して継続できる よう、医療・介護・予防、住まい、生活 支援が包括的に確保される体制（地域包 括ケアシステム）の構築が求められている。</p>	<p>(1) 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>すべての高齢者が住み慣れた地域で、 その人らしい生活を安心して継続できる よう、医療・介護・予防、住まい、生活 支援が包括的に確保される体制（地域包 括ケアシステム）の構築が求められている。</p>	
	<p>柏市では、市内の介護・医療関係者及 び地域住民組織の代表から構成する「在 宅医療・介護多職種連携協議会」を組織 し、地域における医療・介護の円滑な連 携及びそのサービス水準の向上を図ること としている。また、介護予防及び生活 支援については、ふるさと協議会や地区 社会福祉協議会等の地域組織とともに、 その普及推進に努めている。</p>	<p>柏市では、市内の介護・医療関係者及 び地域住民組織の代表から構成する「在 宅医療・介護多職種連携協議会」を組織 し、地域における医療・介護の円滑な連 携及びそのサービス水準の向上を図ること としている。また、介護予防及び生活 支援については、ふるさと協議会や地区 社会福祉協議会等の地域組織とともに、 その普及推進に努めている。</p>	- 1 -

<p>地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、その体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(2) 地域包括支援ネットワークの構築</p>	<p>地域包括支援ネットワークを推進するには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。</p> <p>そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。</p>	<p>地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、その体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(2) 地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>地域包括ケアを推進するには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。</p> <p>そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。</p> <p><u>(3) 事業評価を通じた機能強化</u></p> <p><u>地域包括支援センターが、機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかに</u></p>
--	---	--

追加

<p>し、それに基づいた機能強化を図る必要がある。このため、人員体制や業務の状況を地域包括支援センター運営協議会等を通して定期的に把握・評価し、事業の質の向上のための必要な改善を図ることとする。</p>	<p>2 業務実施方針へ</p> <p>(3) 介護予防施策の推進</p> <p>高齢者の増加に伴い、要介護リスクの高い後期高齢者が増加している。介護予防を効果的に進めるためには、身近な地域において継続的に介護予防に取り組む地域づくりが重要となっている。また柏市では、栄養・運動・社会参加に着目したフレイルの概念に基づいた効果的な取り組みを実施することとしている。地域包括支援センターは、地域における介護予防の中核的機関として、フレイル予防講座の実施はもとより地域住民がフレイル予防活動に主体的に取り組めるよう、地域の関係機関との連携により、地域ぐるみのフレイル予防の推進を図るものとする。</p>
---	---

<p>(4) 公正性及び中立性の確保</p> <p>地域包括支援センターが行う指定居宅介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・<u>意向</u>を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。また、地域包括支援センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とする。</p>	<p>(4) 公正性及び中立性の確保</p> <p>地域包括支援センターが行う指定介護居宅予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・<u>移行</u>を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。また、地域包括支援センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とする。</p> <p>2 地域包括支援センターの業務実施方針</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>介護保険の要支援認定者及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、<u>適切な介護予防ケアマネジメントを通じて</u>、高齢者の自立支援に向けた課題整理、目標設定及びその達成のための具体策を利用者とともに、必要なサービス利用の調整を行うとともに、それらが日常生活においても主として実施できるよう支援するものとする。また、基本チェックリスト等により防が必要な高齢者の把握に努める。</p>
---	--

追記

<p>介護予防が必要な高齢者の把握に努める。</p> <p><u>(2) 介護予防業務</u></p> <p>栄養・運動・社会参加に着目したフレイ ルの概念に基づいた介護予防の取り組み を効果的に進めるため、フレイルチエック 講座を実施し、フレイルのリスクの高い高 齢者に対し必要な支援を行う。また、地域 住民がフレイル予防活動に主体的に取り 組めるよう、地域の関係機関との連携によ り通りの場やサロン等市民による活動に 対し、立ち上げを含めた支援やコーディネ ートを行ない地域ぐるみのフレイル予防を 推進するものとする。</p>	<p>1 基本的運営の方針より移動し、文言修正</p>	<p>番号変更</p> <p><u>(2) 総合相談支援業務</u></p> <p>高齢者が地域で安心して日常生活が送 れるよう、様々な相談をすべて受け止め、 それぞれのニーズに応じた適切な機関・ 制度・サービスに繋ぐとともに、継続的 にフォローして、高齢者のワシントップ サービス拠点としての機能を果たすもの</p>
---	-----------------------------	---

<p><u>(4) 権利擁護業務</u></p> <p>判断力が低下している高齢者等が介護者から適切な介護が受けられない等、高齢者の権利侵害に対する対応として、様々な制度・サービスを活用して、尊厳ある生活が行われるよう、積極的に介入し支援を行っていく。</p>	<p><u>(3) 権利擁護業務</u></p> <p>判断力が低下している高齢者等が介護者がから適切な介護が受けられない等、高齢者の権利侵害に対する対応として、様々な制度・サービスを活用して、尊厳ある生活が行われるよう、積極的に介入し支援を行っていく。</p>	<p>また、高齢者虐待や消費者被害が発生している場合には、「柏市高齢者虐待防止マニュアル」等に則り、市と連携して迅速な対応を図るものとする。<u>あわせて、成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止等について、関係機関と協力をして普及啓発を進める。</u></p>	<p><u>(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</u></p> <p>高齢者が地域で望ましい在宅生活を継続する上で、これを阻害する複合的な課題を解決し、必要な介護サービスや社会資源の活用など、介護支援専門員のケア</p>
<p>とする。</p>	<p>とする。</p>	<p>追記</p>	<p>番号変更</p>

<p>マネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築するなどケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>(6) 生活支援体制整備事業の推進</u></p> <p><u>地域ヶ会議や総合相談支援で把握した地域課題・資源情報を地域支えあい推進員と共有するほか、市民・団体等によるインフォーマルサービスを活用した自立に向けたケアマネジメントを行う。これらを通じて、地域支えあい推進員と連携し、地域資源の開発に向けた提案を行なうなど、地域の実情に応じた生活支援体制の構築を進める。</u></p> <p><u>(7) 認知症施策の推進</u></p> <p>認知症になつても、住み慣れた地域で尊厳をもつて暮らしあけ続けることができるよう認知症地域支援推進員を中心とした効果的な相談支援を行うものとする。また、認知症支援の市民ボランティアであ</p>	<p>マネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築するなどケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>(6) 生活支援体制整備事業の推進</u></p> <p><u>地域ヶ会議や総合相談支援で把握した地域課題・資源情報を地域支えあい推進員と共有するほか、市民・団体等によるインフォーマルサービスを活用した自立に向けたケアマネジメントを行う。これらを通じて、地域支えあい推進員と連携し、地域資源の開発に向けた提案を行なうなど、地域の実情に応じた生活支援体制の構築を進める。</u></p> <p><u>(7) 認知症施策の推進</u></p> <p>認知症になつても、住み慣れた地域で尊厳をもつて暮らしあけ続けることができるよう認知症地域支援推進員を中心とした効果的な相談支援を行うものとする。また、認知症支援の市民ボランティアであ</p>	<p>マネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築するなどケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>(6) 生活支援体制整備事業の推進</u></p> <p><u>地域ヶ会議や総合相談支援で把握した地域課題・資源情報を地域支えあい推進員と共有するほか、市民・団体等によるインフォーマルサービスを活用した自立に向けたケアマネジメントを行う。これらを通じて、地域支えあい推進員と連携し、地域資源の開発に向けた提案を行なうなど、地域の実情に応じた生活支援体制の構築を進める。</u></p> <p><u>(7) 認知症施策の推進</u></p> <p>認知症になつても、住み慣れた地域で尊厳をもつて暮らしあけ続けることができるよう認知症地域支援推進員を中心とした効果的な相談支援を行うものとする。また、認知症支援の市民ボランティアであ</p>
		<p>番号変更</p>

平成31年度柏市地域包括支援センター運営方針案(新旧対照表)

			るかしわオレンジフレンズとともに、認知症の人や家族を見守るための普及啓発等を行い、認知症にやさしい地域づくりを推進するものとする。
(8)	地域ケア会議の実施	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため、介護支援専門員、保健医療及び福祉の専門職、民生委員等の地域関係者により構成する地域ケア会議を開催し、個別ケースの課題解決に向けた検討を行うとともに、これらを通じて地域課題の把握と地域における支援体制づくり、施策づくりに向けた検討を行うものとする。	3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業
(6)	地域ケア会議の実施	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため、介護支援専門員、保健医療及び福祉の専門職、民生委員等の地域関係者により構成する地域ケア会議を開催し、個別ケースの課題解決に向けた検討を行うとともに、これらを通じて地域課題の把握と地域における支援体制づくり、施策づくりに向けた検討を行うものとする。	3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業
			るかしわオレンジフレンズとともに、認知症の人や家族を見守るための普及啓発等を行い、認知症にやさしい地域づくりを推進するものとする。
			3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業
			担当する日常生活圏域における高齢者の状況や日常の地域包括支援センターの活動を通じて、地域のニーズ・課題等を把握し、重点的に行うべき事業を計画に位置づけ、

平成31年度柏市地域包括支援センター運営方針案(新旧対照表)

		その具体的な推進方策を明確にして計画的に取組んでいくこととする。	その具体的な推進方策を明確にして計画的に取組んでいくこととする。
4 携	4 市及び他の地域包括支援センターとの連携	<p>「第7期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施設の円滑な推進及び地域包括支援センター業務の適切な運営を図るとともに、柏市と地域包括支援センターの役割分担の調整等を行う機会として、以下の会議を定期的に開催するものとする。</p> <p>(1) 地域包括支援センター長会議</p> <p>地域包括支援センターの運営に関する柏市から情報提供や課題等を協議・意見交換する場として開催する。</p> <p>また、仕様に定める業務について、各センター間において好事例や課題、解決策等の情報共有をする。</p> <p>(2) 専門職連携会議</p> <p>地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議・検討する。</p>	<p>「第7期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施設の円滑な推進及び地域包括支援センター業務の適切な運営を図るとともに、柏市と地域包括支援センターの役割分担の調整等を行う機会として、以下の会議を定期的に開催するものとする。</p> <p>(1) 地域包括支援センター長会議</p> <p>地域包括支援センターの運営に関する柏市から情報提供や課題等を協議・意見交換する場として開催する。</p> <p>また、仕様に定める業務について、各センター間において好事例や課題、解決策等の情報共有をする。</p> <p>(2) 専門職連携会議</p> <p>地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議・検討する。</p>

		討する場として定期的に開催する。
ア 医療職会議	ア 医療職会議	討する場として定期的に開催する。
介護予防事業の推進に関する保健 師・看護師による会議	介護予防事業の推進に関する保健 師・看護師による会議	討する場として定期的に開催する。
社会福祉士会議	社会福祉士会議	討する場として定期的に開催する。
高齢者虐待防止及び <u>その他</u> 権利擁護 業務に関する社会福祉士による会議	高齢者虐待防止及び権利擁護業務に 関する社会福祉士による会議	追記
主任ケアマネ会議	主任ケアマネジメント支 援業務及び地域ケア会議に関する主任 介護支援専門員による会議	高齢者虐待防止及び権利擁護業務に 関する社会福祉士による会議
介護予防個別会議	介護予防個別会議	高齢者虐待防止及び権利擁護業務に 関する社会福祉士による会議
介護予防予防ケーションナーティブ トによる会議	介護予防予防ケーションナーティブ トによる会議	高齢者虐待防止及び権利擁護業務に 関する社会福祉士による会議
認知症地域支援推進員会議	認知症地域支援推進員会議	高齢者虐待防止及び権利擁護業務に 関する社会福祉士による会議
認知症施策に関する認知症地域支援 推進員による会議	認知症施策に関する認知症地域支援 推進員による会議	高齢者虐待防止及び権利擁護業務に 関する社会福祉士による会議
(3) 地域包括支援センター連携会議	(3) 地域包括支援センター連携会議	高齢者虐待防止及び権利擁護業務に 関する社会福祉士による会議
地域包括支援センターの各事業の実施 状況や計画の達成状況を把握するとともに に、課題の解決等について市との連携を	地域包括支援センターの各事業の実施 状況や計画の達成状況を把握するとともに に、課題の解決等について市との連携を	高齢者虐待防止及び権利擁護業務に 関する社会福祉士による会議

平成31年度柏市地域包括支援センター運営方針案(新旧対照表)

図ることを目的に、市職員が地域包括支援センター長等と実施する。	図ることを目的に、市職員が地域包括支援センター長等と実施する。
---------------------------------	---------------------------------

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

新

●●地域包括支援センター業務委託仕様書

●●地域包括支援センター業務委託仕様書

		日	
		●●地域包括支援センター業務委託仕様書	
1 件名	●●地域包括支援センター業務委託	1 件名	●●地域包括支援センター業務委託
2 概要	本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47の規定に基づき、柏市が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。	2 概要	本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47の規定に基づき、柏市が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。
3 委託期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日	3 委託期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
4 地域包括支援センターの設置等	(1) 設置場所 柏市●● (2) 担当地域は下表のとおりとする。	4 地域包括支援センターの設置等	(1) 設置場所 柏市●● (2) 担当地域は下表のとおりとする。
担当地域（小圏域）	●●地域, ●●地域	担当地域（小圏域）	●●地域, ●●地域
5 開設時間及び休業日	(1) 開設時間 窓口の開設時間は月曜日から土曜日の午前●時●分から午後●時●分までとする。ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた24時間対応可能な体制を確保すること。	5 開設時間及び休業日	(1) 開設時間 窓口の開設時間は月曜日から土曜日の午前●時●分から午後●時●分までとする。ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた24時間対応可能な体制を確保すること。
(2) 休業日	休日は、原則次のとおりとするが、休日に地域包括支援センター事業を実施することは差し支えないものとする。	(2) 休業日	休日は、原則次のとおりとするが、休日に地域包括支援センター事業を実施することは差し支えないものとする。
	ア 日曜日		ア 日曜日

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

6	業務内容	イ 國民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する ウ 12月29日から同月31日、1月2日及び同月3日	イ 國民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する ウ 12月29日から同月31日及び1月2日、同月3日まで
6	休日		

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

		<p>なお、その一部を適当と判断された居宅介護支援事業者に委託することができる。</p> <p>(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）</p> <p>ア 介護予防把握事業</p> <p>地域における保健・医療・福祉などの関係部門との連携や高齢者声かけ訪問事業を通じて、要介護状態・要支援状態のおそれがある高齢者についての情報を収集し、各種の介護予防活動の取組みにつなげる。</p> <p>イ 介護予防普及啓発事業</p> <p><u>地域の介護予防活動の情報把握に努め、フレイル予防活動マップを作成し、介護予防の基本的な知識を普及啓発するための講演会や運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等を開催する。</u></p> <p>ウ 地域介護予防活動支援事業</p> <p><u>介護予防に資する多様な地域活動組織に対して、住民主体の取組みが継続できるよう、効果的かつ効率的に育成及び支援する。</u></p> <p>(3) 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）</p> <p>ア 地域におけるネットワーク構築</p> <p>地域におけるネットワーク構築を必要とする高齢者を把握し、適切な支援や継続的な見守りによる更なる問題の発生を防止するため、地域の医療・介護事業者、民生委員やインフォーマルサービス等の地域における様々な関係者による<u>会議等の機会や地域ケア会議を活用してネットワークの構築</u>を図る。</p> <p>イ 実態把握</p> <p>アにより構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、家族や近隣住民からの情報収集等</p>

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。	により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。
ウ 総合相談支援 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関等を紹介するとともに、必要に応じた専門的、継続的な支援を行う。	ウ 総合相談支援 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関等を紹介するとともに、必要に応じ専門的継続的な支援を行う。
エ 各種申請の受付 相談により介護保険の要介護（支援）認定や在宅福祉サービス利用申請等が必要な際には、これらを受付け、速やかに市の所管課に提出するものとする。	エ 各種申請の受付 相談により介護保険の要介護（支援）認定や在宅福祉サービス利用申請等が必要な際には、これらを受付け速やかに市の所管課に提出するものとする。
(4) 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号） ア 権利擁護の普及啓発 成年後見制度、消費者被害及び高齢者虐待等の予防についての普及啓発をすすめる。	(4) 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号） ア 権利擁護の普及啓発 成年後見制度や消費者被害、高齢者虐待等に関する情報の普及啓発のため、地域住民に対して広報誌の発行、配布、講座等を実施する。 イ 成年後見制度の活用 成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行つほか、申立てを行う親族がいなかつたり、 <u>その意思がない</u> などの理由で成年後見の利用が困難と認める場合は、市に連絡して市長申立てに連絡して市長申立てにつなげる。
イ 成年後見制度の活用 成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行つほか、申立てを行う親族がいなかつたり、 <u>親族が申立てを拒否したり、本人の認知症などの理由で成年後見の利用が困難と認められる場合は、市に連絡して市長申立てにつなげる。</u>	ウ 高齢者虐待への対応 虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる。
エ 老人福祉施設等への措置の支援 虐待等で高齢者を老人福祉施設等に措置入所させることが必要と判	エ 老人福祉施設等への措置の支援 虐待等で高齢者を老人福祉施設等に措置入所させることが必要と判

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

	断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求める。	断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求める。
オ 困難事例への対応	高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、専門職間で連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。	オ 困難事例への対応 高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、専門職間で連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。
カ 消費者被害の防止	消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的に情報交換等を行うとともに、民生委員等に対して必要な情報提供を行う。	カ 消費者被害の防止 消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的に情報交換等を行うとともに、民生委員等に対して必要な情報提供を行う。
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）	(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）	(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。また、介護支援専門員が地域の健康づくりやサークル活動等の介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、適切な情報提供を行うとともに地域の連携・協力体制を整備する。	ア 包括的・継続的なケア体制の構築 在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。また、介護支援専門員が地域の健康づくりやサークル活動等の介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、適切な情報提供を行うとともに地域の連携・協力体制を整備する。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークの構築及びその活用を図る。	イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用 地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークの構築及びその活用を図る。
ウ 日常的個別指導・相談	地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関して、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導等、専門的な見地から個別指	ウ 日常的個別指導・相談 地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関して、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導等、専門的な見地から個別指

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

		導、相談支援を行う。
		また、介護支援専門員の資質向上のため、地域包括支援センターの各専門職、 <u>市内の医療機関・介護関係団体等</u> とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施設等に関する情報提供等を行う。
エ	支援の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。	支援困難事例等への指導・助言 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。
(6)	在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）	<u>地域における在宅医療・介護の関係者間の連携を円滑に進めるため、在宅医療・介護多職種連携協議会の一員として各事業への協力をを行う。</u> <u>また、柏地域医療連携センターと相互に連携し、それぞれに相談に応じたり、情報共有・普及啓発等に取り組むことにより、切れ目のないサービス提供体制の構築に努める。</u>
(7)	生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置された協議体と連携する <u>こと</u> 。 <u>また、地域支えあい推進員との連携により、たすけあいサービス等の住民主体によるサービスの利用促進や社会資源の開発に向けた提案を行ななど、地域の実情に応じた生活支援体制の構築に努める。</u>
(8)	認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）	<u>認知症初期集中支援推進事業</u> <u>認知症の早期診断・早期対応に向けた認知症初期集中支援における初期相談、チームへの情報提供及びチーム員会議への参加等、効果的な支援への連携に努める。</u> <u>イ 認知症地域支援・ケア向上事業</u>
		導、相談支援を行う。
		また、介護支援専門員の資質向上のため、地域包括支援センターの各専門職や <u>関係機関</u> とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施設等に関する情報提供等を行う。
エ	支援困難事例等への指導・助言 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。	支援困難事例等への指導・助言 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。
(6)	在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）	<u>地域における医療介護の円滑な連携のため、市が在宅医療・介護連携推進事業の一環として実施する各事業への連携・協力に努める。</u>
(7)	生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置された協議体と連携する <u>こと</u> 。
(8)	認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）	<u>認知症初期集中支援推進事業</u> <u>認知症の早期診断・早期対応に向けた認知症初期集中支援における初期相談、チームへの情報提供及びチーム員会議への参加等、効果的な支援への連携に努める。</u> <u>イ 認知症地域支援・ケア向上事業</u>

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

(7) 認知症地域連携の推進	(7) 認知症地域連携の推進 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療・介護の関係機関や認知症サポーター等、認知症の人を支援する関係者の連携体制を構築する。 (1) 認知症の相談支援 認知症の人とその家族等からの相談に対して、その知識・経験を活かした相談支援を実施するとともに、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。 (2) 認知症の人の家族に対する支援 認知症の人や家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症介護者交流会又は認知症カフェ等、 <u>交流の機会を通じた支援を行う。</u>	(7) 認知症地域連携の推進 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療・介護の関係機関や認知症サポーター等、認知症の人を支援する関係者の連携体制を構築する。 (1) 認知症の相談支援 認知症の人とその家族等からの相談に対して、その知識・経験を活かした相談支援を実施するとともに、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。 (2) 認知症の人の家族に対する支援 認知症の人や家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症介護者交流会又は認知症カフェ <u>を開催する。</u>
(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）	(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48） ア 地域ケア個別会議 医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討し、 <u>個別課題の解決につなげる。</u> イ 地域ケア推進懇談会議 地域ケア個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として、地域ケア推進懇談会議を開催し、地域包括ケアシステムの強化・構築に努める。 ウ 介護予防個別会議 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者の自立の促進及びQOLの向上のため、 <u>市</u> が開催する介護予防個別会議に出席及び	(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48） ア 地域ケア個別会議 医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討する。 イ 地域ケア推進懇談会議 地域ケア個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として、地域ケア推進懇談会議を開催し、地域包括ケアシステムの強化・構築に努める。 ウ 介護予防個別会議 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者の自立の促進及びQOLの向上のため、 <u>甲</u> が開催する介護予防個別会議に出席及び

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

協力し、第1号介護予防支援事業の適切かつ効果的な実施に努める。	
(10) 認知症高齢者見守り事業 かしわオレンジSOSネットワークによる徘徊高齢者の早期発見への協力及び町会等の地域関係者と連携した徘徊模擬訓練等、地域における認知症高齢者見守り体制を構築する。	(10) 認知症高齢者見守り事業 かしわオレンジSOSネットワークによる徘徊高齢者の早期発見への協力及び町会等の地域関係者と連携した徘徊模擬訓練等、地域における認知症高齢者見守り体制を構築する。
(11) 認知症サポート等養成事業 認知症への理解を深め、地域で認知症の人や家族を支える認知症サポートを養成するとともに、かしわオレンジフレンズと連携して各種の普及啓発を行ふ。	(11) 認知症サポート等養成事業 認知症への理解を深め、地域で認知症の人や家族を支える認知症サポートを養成するとともに、かしわオレンジフレンズと連携して各種の普及啓発を行ふ。
7 人員体制	7 人員体制
(1) 常勤の職員は次の職を有するものとし、各職種についてそれぞれ1名以上、計●名配置する。 そのうち1名は統括責任者（センター長）を、1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。 ア 保健師その他これに準ずる者 イ 社会福祉士その他これに準ずる者 ウ 主任介護支援専門員 (2) 第1号介護予防支援事業に応じて、非常勤の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を●名配置すること。	(1) 常勤の職員は次の職を有するものとし、各職種についてそれぞれ1名以上、計●名配置する。 そのうち1名は統括責任者（センター長）を、1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。 ア 保健師その他これに準ずる者 イ 社会福祉士その他これに準ずる者 ウ 主任介護支援専門員 (2) 第1号介護予防支援事業に応じて、非常勤の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を●名配置すること。
(3) 地域包括支援センター業務を補助する非常勤の職員を月10日以内かつ週18時間以内の範囲内で1名配置することができる。	
(4) 配置職員に変更が生じる場合は、30日前までに市へ「地域包括支援センター職員配置について」をもって報告し、事前承認を得ること。 また、変更後に「地域包括支援センター変更届出書」及び「地域包括支援センター支援システムの利用登録（利用廃止）申請書」並びに市が	(3) 配置職員に変更が生じる場合は、30日前までに市へ「地域包括支援センター職員配置について」をもって報告し、事前承認を得ること。 また、変更後に「地域包括支援センター変更届出書」及び「地域包括支援センター支援システムの利用登録（利用廃止）申請書」並びに新規

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

	<p>定める書類を提出すること。</p> <p>採用の場合は、履歴書の写しと資格の確認できる書類（免許の写し等）を提出すること。</p>
8 業務に要するシステム及び機器の貸与等	<p>8 業務に要するシステム<u>および</u>機器の貸与等</p> <p>(1) 機器の貸与・使用</p> <p>ア <u>甲</u>は、地域包括支援センター支援システムの端末機（4台）を<u>乙</u>に貸与する。</p> <p>イ 貸与された端末機は業務以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(2) システムの使用</p> <p>ア <u>乙</u>は、業務履行のために地域包括支援センター支援システムを利用する。</p>
9 委託業務実施上の留意事項	<p>イ システムの使用に際し、<u>市から付与されたIDを利用し</u>、地域包括支援センター支援システムネットワーク運用規約に則り運用するとともに、<u>適正に管理し</u>、その使用状況を記録する。</p> <p>9 委託業務実施上の留意事項</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの推進</p> <p>イ 地域包括支援センターの運営に当たっては、センター内の3職種によるチームとしての連携・協働した対応はもちろんのこと、保健・福祉・医療の専門職やボランティアなどさまざまな関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携することにより、介護及び医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう支援することが重要である。</p> <p>(2) センター職員の人材育成</p> <p>地域包括支援センターの適切な運営とその実践力の向上のため、<u>甲</u>が行う研修のほかセンター内外の各種研修に積極的に参加することにより</p>

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

		人材育成に努める。
(3) 苦情対応		(3) 苦情対応
地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を所定の報告書にて、速やかに市に提出すること。		地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を所定の報告書にて、速やかに市に提出すること。
(4) 公正・中立性		(4) 公正・中立性
地域包括支援センターを運営するに当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に取り扱うことがないよう十分配慮すること。		乙は地域包括支援センターを運営するあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に取り扱うことがないよう十分配慮すること。
(5) 個人情報の取扱い		(5) 個人情報の取扱い
地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。		地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。
ア 地域包括支援センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。		ア 地域包括支援センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。
イ 個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む)を遵守し、厳重に取り扱うこと。ファイルの保管やシステムの閲覧制限など、セキュリティ管理に十分留意すること。		イ 個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン等を含む)を遵守し、厳重に取り扱うこと。ファイルの保管やシステムの閲覧制限など、セキュリティ管理に充分留意すること。
10 提出書類		10 提出書類
(1) 年度当初に「事業計画書」を提出すること。		(1) 年度当初に「事業計画書」を提出すること。
(2) 委託期間満了後30日以内に「事業報告書」及び「精算書」を提出すること。		(2) 委託期間満了後30日以内に「事業報告書」を提出すること。
(3) 地域包括支援センターの各事業について、市の定める様式により翌月10日までに報告書を提出すること。		(3) 地域包括支援センターの各事業について、市の定める様式により翌月10日までに報告書を提出すること。
(4) 自らその実施する事業の評価等を行うための準備を行うこと。		(4) 自らその実施する事業の評価等を行ったための準備を行うこと。
11 契約の内容		11 契約の内容
総額契約とする。ただし、第1号介護予防支援事業により支払いを受		総額契約とする。ただし、介護予防ケアマネジメントの実施に係る報

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

けることとなる介護報酬額の算出に係る単価については、次のとおりとする。

項目	単位	単価
ケアマネジメント A	介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス計画の作成1件当たり	「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」 (平成18年厚生労働省告示第129号) の指定介護予防支援給付費単位表（以下「単位表」という。）に規定する介護予防支援費の単位数に、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」 (平成27年厚生労働省告示第93号)に規定する一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）を乗じた額。ただし、新規に作成を行った場合は、単位表に規定する介護予防支援費と初回計算の合計単位数に一単位の単価を乗じた額。
	ケアマネジメント C	単位表に規定する介護予防支援費と初回計算の合計単位数に一単位の単価を乗じた額。

12 委託料等
(1) 支払方法

12 委託料等
(1) 支払方法

告についてでは、この限りではない。

平成31年度地域包括支援センター業務委託仕様書（新旧対照表）

概算払い（年2回）	(2) 精算方法	概算払い（年2回）
ア 常勤職員 年度内に実際に要した人件費（給与、職員手当、社会保険料、退職手当積立）により精算を行う。	ア 常勤職員 年度内に実際に要した人件費（給与、職員手当、社会保険料、退職手当積立）により精算を行う。	ア 常勤職員 年度内に実際に要した人件費（給与、職員手当、社会保険料、退職手当積立）により精算を行う。
イ 非常勤職員 年度内に配置した職員の人員体制に基づき、その期間・人数に応じて月割により精算を行う。	イ 非常勤職員 年度内に配置した職員の人員体制に基づき、その期間・人数に応じて月割により精算を行う。	イ 非常勤職員 年度内に配置した職員の人員体制に基づき、その期間・人数に応じて月割により精算を行う。
ウ 介護報酬費 年度内に支払いを受けた指定介護予防支援及び第1号介護予防支援による収入額により精算を行う。	ウ 介護報酬費 年度内に支払いを受けた指定介護予防支援及び第1号介護予防支援による収入額により精算を行う。	ウ 介護報酬費 年度内に支払いを受けた指定介護予防支援及び第1号介護予防支援による収入額により精算を行う。
1 3 経理 地域包括支援センターの事業に係る経費と他の事業に係る経費とは明確に区別すること。	1 3 経理 地域包括支援センターの事業に係る経費と他の事業に係る経費とは明確に区別すること。	1 3 経理 地域包括支援センターの事業に係る経費と他の事業に係る経費とは明確に区別すること。
1 4 本案件は、新年度予算の議会の可決を得たとき効力を生じるものとする。ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり、市は損害賠償の責めを負わない。	1 4 本案件は、新年度予算の議会の可決を得たとき効力を生じるものとする。ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり、本市は損害賠償の責めを負わない。	1 4 本案件は、新年度予算の議会の可決を得たとき効力を生じるものとする。ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり、本市は損害賠償の責めを負わない。
1 5 本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上、決定する。	1 5 本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上、決定する。	1 5 本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、甲乙協議の上、決定する。
1 6 担当 住所：柏市柏下65-1 ウエルネス柏 電話：04-7167-2318 FAX：04-7167-8381 柏市保健福祉部地域包括支援課	1 6 担当 住所：柏市柏下65-1 ウエルネス柏 電話：04-7167-2318 FAX：04-7167-8381 柏市保健福祉部地域包括支援課	1 6 担当 住所：柏市柏下65-1 ウエルネス柏 電話：04-7167-2318 FAX：04-7167-8381 柏市保健福祉部地域包括支援課

平成31年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様書別表（案）

平成30年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様書別表

地域包括支援センター主催事業	
権利擁護事業	
権利擁護講座 <u>※1</u> (成年後見制度 消費者被害 高齢者虐待等)	年2回以上
包括的・継続的のアマネジメント支援事業	
地域包括ケア地区別研修	年2回以上
事例検討会 <u>※2</u>	年1回以上
地域ケア個別会議	年4回以上
地域ケア推進圏域会議	年1回以上
認知症対応総合事業等	
認知症サポートオーブン講座	年1回以上
オンラインフレンズ交流会	年1回以上
認知症徘徊模擬訓練 <u>※2</u>	年2回以上
認知症介護者交流会又認知症カフェ <u>※2</u>	年1回以上
一般介護予防事業	
フレイルチェック講座	小団体ごとに年1回以上
サークルやサロン等の地域の団体への支援	フレイル予防マップ掲載団体に 対し、各団体原則年1回以上
その他	
継続的で自主的な活動への支援 <u>※3</u>	小団体ごとに原則1団体以上の 立ち上げ支援を目標
地域包括支援センター連携会議	月1回
<u>※1</u> 消費者被害をテーマとした講座は、消費生活センター等の関係機関と共催による実施も、 <u>※2</u> 可能とするが、同じテーマでに偏らないよう実施する。 <u>※3</u> 一般的な中団体を対象として、隣接する地域を支援センターとの合同開催も可とする。 <u>※3</u> 通りの場、すけあいサービス、ロコモ予防、認知症家族会、男性介護者会等、活動の 種類は問わない。	

地域包括支援センター主催事業	
総合相談事業	
権利擁護事業	
権利擁護講座 (成年後見制度、消費者被害、高齢者虐待等)	年2回以上
包括的・継続的のアマネジメント支援事業	
地域包括ケア地区別研修会	年2回以上
事例検討会	年1回以上
地域ケア個別会議	年4回以上
地域ケア推進圏域会議(<u>※1</u>)	年1回以上
認知症総合事業等	
認知症サポートオーブン講座	年1回以上
オンラインフレンズ交流会	年1回以上
認知症徘徊模擬訓練 <u>※2</u>	年2回以上
認知症介護者交流会又認知症カフェ <u>※2</u>	年1回以上
一般介護予防事業	
フレイルチェック講座	小団体ごとに年1回以上
サークルやサロン等の地域の団体への支援	フレイル予防マップ掲載団体に 対し、各団体原則年1回以上
その他	
継続的で自主的な活動への支援 <u>※3</u>	小団体ごとに原則1団体以上の 立ち上げ支援を目標
地域包括支援センター連携会議	月1回
地域包括ネットワーク会議	年6回以上
その他	
地域包括支援センター連携会議	月1回

※1は地域包括ネットワーク会議と兼ねることができる。
※2は複数の地域包括支援センターと合同で開催することも可とする。

